

令和8年3月2日

中間市教育委員会
教育長 蔵元 洋一 様

中間市立小中学校通学区域審議会
会長 有村 勇作

答 申 書

令和7年10月2日付け7中教総第950号で諮問を受けた件については、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

本審議会は、新中学校への通学負担や再編後の学校規模等に関し、学校や保護者、地域の実情等を勘案し、慎重に審議した結果、次のとおり通学区域の再編を行うことが適当であるとの結論を得たものである。

1 新中学校通学区域

(1) 新中間中学校（仮称）の通学区域

現在の中間中学校区、中間北中学校区の一部（宮林自治会地域を除く全域）、中間東中学校区の一部（本町、唐戸、新手、土手ノ内一丁目から三丁目までの自治会地域）とする。

(2) 新中間東中学校（仮称）の通学区域

現在の中間北中学校区の一部（宮林自治会地域）、中間東中学校区の一部（本町、唐戸、新手、土手ノ内一丁目から三丁目までの自治会地域を除く全域）、中間南中学校区とする。

2 付記事項

次の事項に配慮されたい。

- (1) 中学校区再編によって多大な影響を受ける地域（宮林、本町、唐戸、新手、土手ノ内一丁目から三丁目までの自治会地域）については、小学校再編までの移行期間、校区外就学を柔軟に認めること。
- (2) 通学経路整備及び安全教育等による生徒の安全な通学環境確保に最大限に配慮した上で、自転車通学の導入を検討すること。
- (3) 生徒の通学負担を軽減させるため、新中学校に十分な広さの生徒用個人ロッカーを整備すること。
- (4) 小学校再編に伴う新小学校区の審議においては、中学校区の変更も併せて検討するなど、最適な小中学校通学区域となるよう努めること。

3 実施時期

新中間中学校（仮称）及び新中間東中学校（仮称）の開校時から適用する。

新中間中学校（仮称）及び新中間東中学校（仮称）通学区域

